

海水混合施設の水路からの冠水に関する原因及び再発防止策について

1 概要

令和7年10月8日、平和搦の水路の水位が上昇した際、海水混合施設の内水送水設備が何らかの理由により適切に作動せず、また、監視体制が十分でなかった結果、水路からの水が溢れ、近隣の水田が冠水する事案が発生しました。

2 原因について

海水混合施設は、平和搦の水路の水位が上昇した場合には、自動的に内水送水設備が作動し、平和搦の水路の水を一時貯留池へ送水することにより、水路の水位を下げる機能を有していますが、事案発生時、一時貯留池から平和搦の水路へ送水が行われました。

内水送水設備は、水路に設置されている水位計が水位の変化を感知することにより作動することから、事案が発生した後、水位計及び水位計に関連する機器等の点検をはじめ、内水送水設備の動作確認を行いました。異常はなく、正常に作動していることを確認しています。

その上で、内水送水設備が適切に作動しない場合でも、監視体制が十分であれば、手動でポンプを操作することで水路の水位を下げることににより、冠水することはなかったものと考えています。

3 再発防止策

再発防止策として、監視体制の見直しを行い、速やかに対応できる監視体制に強化するとともに、異常を確認した場合には一時貯留池から水路への送水を遠隔で直ちに停止できるようにしました。

また、平和搦水路に設置した水位計で異常値が計測された場合には、平和一時貯留池から水路へ送水され続けることがないように、内水送水設備のポンプを自動緊急停止するようにしました。

上記の再発防止策を講じることにより、今回と同様の事案は未然に防止できると考えています。

今後、このようなことが起きないように適切に管理してまいります。